

令和3年6月25日  
防衛省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職  
状況の報告（令和3年1月1日～同年3月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省課長・企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、令和3年1月1日から同年3月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

- ※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）
- 事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額が一種又は二種とされる官職に就いていた者以外の者を除く。）

## 自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(令和3年1月1日～同年3月31日分)

[届出区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	5	-	16	21

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	-	-	-	-	1	-	5	1	1	13	-	-	21

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告  
(令和3年1月1日～同年3月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約束前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4、5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	伊崎 義彦	56	陸上自衛隊陸上総隊中央情報隊副隊長	-	R3.3.1	陸上自衛隊陸上総隊中央情報隊副隊長	R3.3.1	R3.3.15	中央情報隊に関する全般業務	R3.3.15	R3.3.16	株式会社マンゴー企画	学習塾	学習塾役員	無	無
2	大鹿 芳郎	58	自衛隊札幌病院長	R3.3.12	R3.3.18	自衛隊札幌病院長	R3.3.12	R3.3.26	自衛隊札幌病院長としての職務	R3.3.26	R3.5.1	一般社団法人巨樹の会	病院の運営等	医師	無	無
3	井手 久雄	60	防衛大学校総務部会計課長	R3.2.3	R3.2.19	防衛大学校総務部会計課長	R3.2.3	R3.3.31	課務の掌理	R3.3.31	R3.4.1	防衛省職員生活協同組合	防衛省職員生活協同組合の業務に関する事務	参事	無	無
4	野間 俊人	60	防衛装備庁陸上装備研究所長	R3.1.6	R3.3.17	防衛装備庁陸上装備研究所長	R3.1.6	R3.3.31	研究所の全般管理	R3.3.31	R3.4.1	電力広域的運営推進機関	電力の安定供給のための調整	事務職(契約社員)	無	無
5	横田 保	60	防衛装備庁長官官房監察監査・評価官付監察監査室長	R3.1.27	R3.2.17	防衛装備庁長官官房監察監査・評価官付監察監査室長	R3.1.27	R3.3.31	防衛装備庁の監察及び監査に関する業務	R3.3.31	R3.4.5	日本交通株式会社	一般乗用旅客自動車運送事業	タクシー乗務員	無	無

(注1) 約束前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に約束前の求職開始日があった場合を含む。)には、「約束前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約束前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

(注2) 「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

(注3) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注4) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【2. 自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	財津 耕一郎	56	陸上自衛隊中央業務支援隊付 (防衛研究所主任研究官)	-	-	-	-	R1. 8. 10	R3. 2. 1	社会福祉法人森友会	認可保育園と幼保連携型認定 こども園の運営	うれしい森保 保育園副園長	無	無	
2	住田 和明	57	陸上自衛隊陸上総隊司令官	-	-	-	-	R1. 8. 23	R3. 1. 15	株式会社ネクシス光洋	一般測量、建設コンサルタント、 無人機による空撮・解析等	顧問(囑託)	無	無	
3	丸澤 伸二	57	海上自衛隊第1術科学校長	-	-	-	-	R2. 3. 18	R3. 2. 15	一般財団法人日本海事協会	船級関連業務等	装備移転推進 グループ長 (契約職員)	無	無	
4	伊藤 真	60	防衛装備庁航空装備研究所長	-	-	-	-	R2. 3. 31	R3. 1. 1	川崎重工業株式会社	航空機等の設計、製造、修 理、販売等	顧問(囑託)	無	無	
5	木原 右	48	防衛人事審議会再就職等監察 官	-	-	-	-	R2. 5. 15	R3. 1. 21	矢崎総業株式会社	自動車部品の製造等	法務	無	無	
6	上尾 秀樹	57	陸上自衛隊東北方面總監	-	-	-	-	R2. 8. 25	R2. 12. 21	富士通株式会社	ICT分野における各種サー ビスの提供	シニアアドバイザ ー(囑託)	無	無	
7	清田 安志	58	統合幕僚学校長	-	-	-	-	R2. 8. 25	R3. 1. 1	川崎重工業株式会社航空宇 宙システムカンパニー	航空宇宙事業	ストラテジック・アドバイ ザー	無	無	
8	中尾 剛久	57	海上自衛隊佐世保地方總監	-	-	-	-	R2. 8. 25	R3. 3. 1	一般財団法人日本海事協会	船級関連業務等	顧問	無	無	
9	松尾 洋介	57	航空自衛隊第4航空団司令兼 航空自衛隊松島基地司令	-	-	-	-	R2. 8. 25	R3. 1. 1	第一生命保険株式会社	保険業	顧問(囑託)	無	無	
10	丸茂 吉成	60	航空幕僚長	-	-	-	-	R2. 8. 25	R3. 1. 1	三菱電機株式会社	電子システム関連事業	顧問(囑託常 勤)	無	無	
11	三谷 直人	59	航空自衛隊補給本部長	-	-	-	-	R2. 8. 25	R3. 1. 1	伊藤忠商事株式会社	総合商社	航空宇宙部参 与	無	無	
12	山内 大輔	58	陸上自衛隊補給統制本部長兼 ねて十条駐屯地司令	-	-	-	-	R2. 8. 25	R3. 1. 1	株式会社SUBARU	自動車、航空機、宇宙関連機 器等の製造、販売	顧問	無	無	
13	高木 健司	58	大臣官房施設監	-	-	-	-	R2. 10. 1	R3. 2. 1	岩田地崎建設株式会社	建設業	顧問	無	無	
14	田淵 忠史	57	陸上自衛隊第8師団副師団長 兼北熊本駐屯地司令	-	-	-	-	R2. 12. 22	R3. 2. 22	株式会社セブンイレブ ン・ジャパン	コンビニエンスストアの運営	店員(アルバ イト)	無	無	
15	長谷 和生	66	防衛医科大学校長	-	-	-	-	R3. 1. 22	R3. 2. 4	一般社団法人巨樹の会明生 リハビリテーション病院	診療業務	医師(非常 勤)	無	無	

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無(注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
16	長谷 和生	66	防衛医科大学校長	—	—	—	—	R3. 1. 22	R3. 3. 1	一般社団法人巨樹の会所沢明生病院	診療業務	総院長	無	無	

(注1) 離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合(自衛隊法施行令の一部を改正する政令(平成29年政令第320号)の施行日(平成30年1月1日)前に離職前の求職開始日があった場合を含む。)には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「—」と記載している。

(注2) 「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第2項第5号の規定に基づく承認をいう。

(注3) 「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注4) 「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6(同項に係る部分に限る)の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

(注5) 管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 (略)

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。